

新株式発行並びに株式売出届出目論見書の訂正事項分

2025年3月
(第1回訂正分)

株式会社ジグザグ

ブックビルディング方式による募集の条件及びブックビルディング方式による売出しの条件等の決定に伴い、金融商品取引法第7条第1項により有価証券届出書の訂正届出書を2025年3月12日に関東財務局長に提出しておりますが、その届出の効力は生じておりません。

○ 新株式発行並びに株式売出届出目論見書の訂正理由

2025年2月25日付をもって提出した有価証券届出書の記載事項のうち、ブックビルディング方式による募集340,000株の募集の条件及びブックビルディング方式による売出し526,400株（引受人の買取引受による売出し413,400株・オーバーアロットメントによる売出し113,000株）の売出しの条件並びにこの募集及び売出しに関し必要な事項を、2025年3月12日開催の取締役会において決定しましたので、これらに関連する事項を訂正するため、有価証券届出書の訂正届出書を提出いたしましたので、新株式発行並びに株式売出届出目論見書を訂正いたします。

○ 訂正箇所及び文書のみを記載してあります。なお、訂正部分には_____ 罫を付し、ゴシック体で表記しております。

第一部【証券情報】

第1【募集要項】

1【新規発行株式】

<欄外注記の訂正>

- 3 「第1 募集要項」に記載の募集（以下、「本募集」という。）並びに「第2 売出要項」の「1 売出株式（引受人の買取引受による売出し）」及び「2 売出しの条件（引受人の買取引受による売出し）」に記載の引受人の買取引受による売出しにあたっては、その需要状況を勘案し、オーバーアロットメントによる売出しを追加的に行う場合があります。
なお、オーバーアロットメントによる売出しについては、「第2 売出要項」の「3 売出株式（オーバーアロットメントによる売出し）」及び「4 売出しの条件（オーバーアロットメントによる売出し）」をご覧ください。
- 4 オーバーアロットメントによる売出しに関連して、上記とは別に2025年2月25日開催の取締役会において、大和証券株式会社を割当先とする第三者割当増資を行うことを決議しております。なお、その内容については、「募集又は売出しに関する特別記載事項 2. 第三者割当増資とシンジケートカバー取引について」をご参照下さい。
- 5 本募集及び引受人の買取引受による売出しに関連して、ロックアップに関する合意がなされておりますが、その内容につきましては、「募集又は売出しに関する特別記載事項 3. ロックアップについて」をご参照下さい。

（注）3の全文削除及び4、5、6の番号変更

2【募集の方法】

2025年3月21日（以下、「発行価格等決定日」という。）に決定される引受価額にて、当社と元引受契約を締結する予定の後記「4 株式の引受け」欄記載の金融商品取引業者（以下、「第1 募集要項」において「引受人」という。）は、買取引受を行い、当該引受価額と異なる価額（発行価格）で募集を行います。

引受価額は発行価額（2025年3月12日開催の取締役会において決定された払込金額（1,249.50円）と同額）以上の価額となります。引受人は払込期日に引受価額の総額を当社に払込み、本募集における発行価格の総額との差額は引受人の手取金といたします。当社は、引受人に対して引受手数料を支払いません。（略）

<欄内の数値の訂正>

「ブックビルディング方式」の「発行価額の総額（円）」の欄：「430,610,000」を「424,830,000」に訂正
「ブックビルディング方式」の「資本組入額の総額（円）」の欄：「253,300,000」を「252,450,000」に訂正
「計（総発行株式）」の「発行価額の総額（円）」の欄：「430,610,000」を「424,830,000」に訂正
「計（総発行株式）」の「資本組入額の総額（円）」の欄：「253,300,000」を「252,450,000」に訂正

<欄外注記の訂正>

- 3 発行価額の総額は、会社法第199条第1項第2号所定の払込金額の総額であります。
- 4 資本組入額の総額は、増加する資本金の額であります。発行価格等決定日に決定される予定の引受価額を基礎として、会社計算規則第14条第1項に従い算出される資本金増加額の2分の1相当額とする予定であり、仮条件（1,470円～1,500円）の平均価格（1,485円）の2分の1相当額を資本金に組入れることを前提として算出した見込額であります。
- 5 仮条件（1,470円～1,500円）の平均価格（1,485円）で算出した場合、本募集における発行価格の総額（見込額）は504,900,000円となります。

3 【募集の条件】

(2) 【ブックビルディング方式】

<欄内の数値の訂正>

「発行価額（円）」の欄：「未定（注）2」を「1,249.50」に訂正

<欄外注記の訂正>

1 発行価格はブックビルディング方式によって決定いたします。

仮条件は1,470円以上1,500円以下の価格といたします。

当該仮条件は、当社の事業内容、経営成績及び財政状態、当社と事業内容等の類似性が高い上場会社との比較、価格算定能力が高いと推定される機関投資家等の意見及び需要見通し、現在の株式市場の状況、最近の新規上場株式の株式市場における評価並びに上場日までの期間における価格変動リスク等を総合的に検討して決定いたしました。

なお、当該仮条件は変更されることがあります。

当該仮条件による需要状況、上場日までの価格変動リスク等を総合的に勘案した上で、発行価格等決定日に発行価格及び引受価額を決定する予定であります。

需要の申告の受け付けに当たり、引受人は、当社株式が市場において適正な評価を受けることを目的に、機関投資家等を中心に需要の申告を促す予定であります。

2 前記「2 募集の方法」の冒頭に記載のとおり、発行価額（1,249.50円）と発行価格等決定日に決定する予定の発行価格及び引受価額とは各々異なります。募集株式は全株を引受人が買取ることとしており、発行価格と引受価額との差額の総額は、引受人の手取金となります。

8 引受価額が発行価額（1,249.50円）を下回る場合は株式の募集を中止いたします。

4 【株式の引受け】

<欄外注記の訂正>

上記引受人と発行価格等決定日に元引受契約を締結する予定であります。ただし、元引受契約の締結後、同契約の解除条項に基づき、同契約を解除した場合、株式の募集を中止いたします。

（注）1の全文及び2の番号削除

5 【新規発行による手取金の使途】

(1) 【新規発行による手取金の額】

<欄内の数値の訂正>

「払込金額の総額（円）」の欄：「506,600,000」を「504,900,000」に訂正

「差引手取概算額（円）」の欄：「490,700,000」を「489,000,000」に訂正

<欄外注記の訂正>

1 払込金額の総額は、引受価額の総額であり、仮条件（1,470円～1,500円）の平均価格（1,485円）を基礎として算出した見込額であります。2025年3月12日開催の取締役会で決定された会社法第199条第1項第2号所定の払込金額の総額とは異なります。

(2) 【手取金の使途】

上記の手取概算額489,000千円及び「1 新規発行株式」の（注）4に記載の第三者割当増資の手取概算額上限167,105千円については、プロダクト開発及び事業開発に充当する予定であります。

具体的な資金使途及び充当予定時期は、以下のとおりであります。

① プロダクト開発 200,923千円（2026年5月期：132,000千円、2027年5月期：68,923千円）

プロダクト強化のためのエンジニア・プロダクトマネジメント等の人件費、その利用拡大のための営業・マーケティング等の人件費及び販売促進費等に充当

② 事業開発 455,182千円（2026年5月期：175,000千円、2027年5月期：280,182千円）

新規事業領域への参入や既存事業の市場拡大を目的とした事業開発のための人件費、広告宣伝費及び販売促進費等に充当

なお、上記調達資金は、具体的な充当時期までは、安全性の高い金融商品等で運用する予定であります。

第2【売出要項】

1【売出株式（引受人の買取引受による売出し）】

<欄内の数値の訂正>

「ブックビルディング方式」の「売出価額の総額（円）」の欄：「615,966,000」を「613,899,000」に訂正
「計（総売出株式）」の「売出価額の総額（円）」の欄：「615,966,000」を「613,899,000」に訂正

<欄外注記の訂正>

4 売出価額の総額は、仮条件（1,470円～1,500円）の平均価格（1,485円）で算出した見込額であります。

3【売出株式（オーバーアロットメントによる売出し）】

<欄内の数値の訂正>

「ブックビルディング方式」の「売出価額の総額（円）」の欄：「168,370,000」を「167,805,000」に訂正
「計（総売出株式）」の「売出価額の総額（円）」の欄：「168,370,000」を「167,805,000」に訂正

<欄外注記の訂正>

5 売出価額の総額は、仮条件（1,470円～1,500円）の平均価格（1,485円）で算出した見込額であります。

【募集又は売出しに関する特別記載事項】

2. 第三者割当増資とシンジケートカバー取引について

オーバーアロットメントによる売出しの対象となる当社普通株式は、オーバーアロットメントによる売出しのために、主幹事会社が当社株主より借受ける株式であります。これに関連して、当社は、2025年2月25日及び2025年3月12日開催の取締役会において、主幹事会社を割当先とする以下の内容の第三者割当による募集株式発行（以下、「本件第三者割当増資」という。）の決議を行っております。

募集株式の種類及び数	当社普通株式 113,000株
募集株式の払込金額	<u>1株につき1,249.50円</u>
割当価格	未定（「第1 募集要項」に記載の募集株式の引受価額と同一とする。）
払込期日	2025年5月1日
増加資本金及び資本準備金に関する事項	増加する資本金の額は、割当価格を基礎とし、会社計算規則第14条第1項に従い算出される資本金等増加限度額の2分の1の金額とし、計算の結果1円未満の端数が生じたときは、その端数を切り上げるものとする。また、増加する資本準備金の額は、資本金等増加限度額から増加する資本金の額を減じた額とする。
払込取扱場所	東京都港区北青山三丁目5番27号 株式会社みずほ銀行 青山支店

主幹事会社は、当社株主から借受けた株式を、本件第三者割当増資による株式の割当てまたは下記のシンジケートカバー取引若しくはその双方により取得した株式により返還します。

また、主幹事会社は、上場（売買開始）日から2025年4月25日までの間、オーバーアロットメントによる売出しに係る株式数を上限とし、当社株主から借受けている株式の返還に充当するために、シンジケートカバー取引を行う場合があります。

主幹事会社は、シンジケートカバー取引により取得した株式数については、割当てに応じない予定でありますので、その結果、失権により本件第三者割当増資における最終的な発行数が減少する、または発行そのものが全く行われない場合があります。

また、シンジケートカバー取引期間内においても、主幹事会社の判断で、シンジケートカバー取引を全く行わないか、または買い付けた株式数が上限株式数に達しなくともシンジケートカバー取引を終了させる場合があります。